

第 10 回 練馬区小中一貫教育推進会議 会議要録

開催日時		平成 27 年 11 月 16 日（火） 午後 2 時 45 分～ 4 時 45 分
会 場		練馬区役所本庁舎 12 階 教育委員会室
出席者	委 員	葉養正明、岡田行雄、鈴木俊二、宮原 周、木下川肇、瀧嶋克己、吉羽哲夫、山谷安雄、松丸晴美、垣崎晃、若澤直樹、中村哲明（敬称略）
	協力委員	飯塚将史、岡田孝子、岩元龍一郎、石坂恵理
	事務局	教育振興部
傍聴者		なし
案 件		<ul style="list-style-type: none"> （ 1 ） 大泉桜学園検証報告書の報告 （ 2 ） （仮称）小中一貫教育推進方針（案） （ 3 ） 今後のスケジュール

委員長

こんにちは。数分早いのでございますけれども、ほとんどお見えになったということで、始めさせていただきますと思います。

早速、協議に入らせていただきます。案件の 1 は、検証報告書の報告についてでございます。まず、事務局からご説明よろしくお願いたします。

事務局

（説明）

委員長

ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。かなり細かいデータ等も入っておりますので、また、ごらんいただいて、またお気づきの点等ございましたら、事務局にお寄せいただければと思います。

それでは、先に進めさせていただきますと思います。次は、案件 2 でございます。「（仮称）小中一貫教育推進方針（案）」でございます。この案につきまして、まず事務局からご説明よろしくお願いたします。

事務局

（説明）

委員長

かなり膨大な資料でございますので、少しずつ区切りまして、ご意見を賜りたいと思います。まず、推進方針の第 1 章から第 3 章まで、ページでいきますと、1 ページから 11 ページまででございます。この箇所でご意見を承りたいと思いますけれども、通学区域と小中学校の組合せという点で変更点が含まれております。いかがでしょうか。ご意見ございましたら、お願いしたいと

思います。

小中学校の通学区域が合っていない地域で取り組んでおられる連携クリエイターの先生方にお一人ずつ、ちょっとご意見を承れればと思うのですけれども、いかがでしょうか。

協力委員

考えていくという方向にまとまっていくようですので、大変ありがたいことだなというふうに思いますけれども、具体的にどうなっていくのかなというのがよくわからないのですけれども、前回のたたき台からよく見直していただいて、ありがたいことだなと、まずは思いました。

協力委員

私も同じで、この方向で考え直していただけるというのは、実際に現場で働く者にとっては、とてもやりやすくありがたいなと思っています。やはり無理なく進めていかないと、どうしても小中って時間も違いますので、ぜひ、この方向でお願いしたいなと思います。

委員長

それでは、保護者のほうからごらんになっていかがでしょうか。こういうちょっと、修正、変更点というのが出てきたのですが、いかがでしょうか。

委員

ちょっと膨大な資料で不勉強がたっておりますけれども、資料5のほうの2ページ目の修正案ということで、下線で書いていただいている「小・中学校の状況と希望を踏まえたうえで、この部分なのですけれども、小中学校の状況を聞いていただけるというのは、とても助かるなと思うのですけれども、そうでありながら、行政のほうで判断していただいて、こうだというふうに仕切っていただいたほうがいい部分もあるなというふうに感じます。

というのは、例えば、いろいろな小学校同士、中学校同士のいろいろな立場によって、見え方が、意見が全然違ってきますので、現場で例えば、話し合ったり、希望を出し合ったりすると、折り合いがつきづらいですね。実際のところ、それが地域の変にぎくしゃくしたことに発展してしまったり、そういったことを避けるために、むしろ行政でこうだというふうな感じで言うていただくことも必要かなというふうに感じております。

委員

私も不勉強で。前回もちょっと出席できなかったので。今、内容を慌てて見ているところなのですが、やはり、この話の内容自体が、いろいろ地域もかなり絡んでくることがすごく多いなというふうに思っておりますので、そういうところも反映していただけるとありがたいなというふうに思っております。

委員長

ほかの先生方、いかがでしょうか。こういう修正案をつくらせていただいたということでございますけれども、よろしゅうございますか。

それでは、後でまた総括的に、前に戻ってご意見を承ることも考えておりますので、先に進めさせていただきますと、4章の1から5の仮称でございますけれども、変更点といたしましては、2の義務教育学校について、それから、3の小中一貫教育校の学校規模についてという箇所でございます。ページ数でいいますと、12ページからかなり長いのですけれども、18ページまでの箇所でございます。4章は「小中一貫教育校および義務教育学校の設置」というタイトルの箇所

ございまして、12 ページに 1 として、小中一貫教育校設置の意義と効果というのがあって、13 ページの下のほうに 2 として、国における小中一貫教育の制度化に向けた動き。それから、15 ページの上のほうに行きまして、3 として、小中一貫教育校および義務教育学校に関する検討という箇所がございます。それから、17 ページの一番上に施設一体型小中一貫教育校(義務教育学校)の通学区域と学校選択制度。それから、一番最後の 18 ページが、一番上の行に 5 として、今後の施設一体型小中一貫教育校(義務教育学校)設置に向けた考え方という箇所でございます。

ここににつきまして、お気づきの点がございましたら、ご自由にお願ひしたいと思うのですが、特に変更点で、修正がある箇所につきまして、ご意見等ございましたら、お願いできるとありがたいのですが。15 ページの箇所がかなり下線が入っております。それから 18 ページの下のほうにかなり修正箇所がございます。こういう点を中心にご意見を承りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

委員

前にお話して、ちょっと課題かなと思ったところが、おおむね修正されているので、特段の意見はございません。

委員長

義務教育学校の制度が、まだ全体が出ていませんので、ちょっとわかりにくいところがあって、そういう意味で、報告書はその全体がわからない中では出さなければいけないものですから、これから先、制度化、国による制度化、あるいは東京都教育委員会なんかの考えが明確に示された段階で、またその検討を進めるという書きぶりになっているかと思うのですが、よろしゅうございますか。

それでは、ありがとうございます。また、元に戻るときが同じくございますので。

第 4 章の 6 の箇所、19 ページからでございます。ここも、19 ページの上のほうに下線がございます。19 ページの 6 は施設分離型小中一貫教育校(小中一貫型小学校・中学校)の設置についてという箇所でございます。変更点といたしましては、施設分離型小中一貫教育校への移行や施設分離型の学校経営体制についてということでございますけれども、この 6 の箇所、いかがでしょうか。まず、6。19 ページと 20 ページの頭のほうまででございます。(1)は小中一貫教育実践校から施設分離型小中一貫教育校への移行、ここは下線が全部に入っております、(2)として、統一学園名・統一学園章・統一学園歌。(3)が教育目標・教育課程。それから、(4)が統一的・一体的な学校経営体制の仕組み。それから、(5)が母体校となる小中学校の組合せと通学区域。それで、20 ページの一番上が(6)として、小中一貫教育校の学校規模という箇所でございます。

ここについてはいかがでしょうか。

委員

特に今のところは。

委員長

そうですね。ありがとうございます。

委員

この 17 ページのところに、(2)の上から 6 行目のところに、「中学校の通学区域を小学校の通学区域よりも大きく設定しておくことが望ましいとも考えられる。受験によってよそのところに行ってしまうので、その分ちょっと学区を広げておいたほうがいいのかということなのですが、こ

れは、今すぐというわけではないのでしょうけれども、この学区域のことについて、ここに述べているのと、それから 22 ページに光が丘地区の隣接校の件に関係して、これも半ばのところ、「光が丘地区で小中一貫教育校の設置について検討していく場合には、中学校の適正配置についても併せて検討することが必要である。」ということになると、これもちょっと学区と、将来の統廃合のこともちょっと含めているのかなというようなことを思っているのですけれども、そこまで踏み込んだ記述はない、思いはないということですかね。

事務局

こちらは小中一貫教育の推進方針でございますので、統廃合のことについては次の課題でございますので、よろしくお願いいたします。

委員長

よろしいですか。ありがとうございます。

委員

19 ページの施設分離型小中一貫教育校の設置についてということでは、学園長の権限ですとか、決め方については、訂正というふうなことで案が出ていますが、それ以外のことについては、中学校長会の中での多かった意見としては、学園名であるとか、学園章、それから、学園歌の統一については、まだ時期尚早ではないかなというような意見が多かったと思います。何を狙っているのかということもありますけれども、桜学園のように、やはり一体型でやっていくような学校と違って、それぞれに校長が任じられて、それぞれの学校の独自性を持ってやっていく中で、ここまで果たしてできるのだろうか、必要があるのだろうかというような意見は多かったと思います。

委員長

事務局のほうで何かコメントございますか。

事務局

今、おっしゃったとおりでございます。校長会にも事務局として、いろいろご指導いただきに上がったりとか、こんな経緯もございます。そこら辺も事務局としては認識をしつつ、推進方針という、こちらの記載では、それも含めた、趣旨を含めた記載というふうに努めたところでございます。そこら辺の意図が十分に伝わっているかどうかというのが、もしこちらの中で、例えば、文言の修正等も必要であれば、またご示唆いただくとありがたいかなというふうに思います。

委員長

何か具体的な文言の提案がございましたら、出していただいたほうが早いかもしれないのですけれども、もし、なければ、ちょっと事務局にお任せいただくということ、委員長・副委員長預かりということで処理させていただければと思いますけれども、それで、よろしゅうございますか。課長からはそういうコメントがございましたので、そういう趣旨で、もし書きかえが必要であれば、書きかえるという、その検討は委員長預かりにさせていただければということで、よろしゅうございますでしょうか。

委員

全区的に施設分離型小中一貫校を設置していくことは困難であるという、これが大前提で行く

わけですよね。そうすると、最大限何校、数字には出ないけれども、ある程度、4校、この前の話だと4校くらいだろうということなのではないかと思います。施設分離型だとやはり、私も校長会で出てきた統一学園名云々というのは、難しいのではないかなと。教育目標、教育課程について、校長同士が相談してやれるところとやれないところが出てくるのではないかなというところで、同じ施設分離型であっても学校によって、つくったときにある程度自由度を与えていかないと立ち行かなくなるのではないかなというふうに思います。

委員長

ありがとうございます。文言等については特に。

委員

特に。

委員長

そうですか。ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。ほかの委員さんでご意見ございましたら、お願いしたいと思いますが、それでも。

それでは、どんどん進んでしまう感じなのですけれども、次が20ページの第4章の7でございます。小中一貫教育校（義務教育学校）の候補となる小中学校という箇所でございます。ここの7の箇所は20ページから23ページまででございます。ここの箇所では、変更点5のエリア設定の箇所。エリア設定の箇所でかなり修正が加えられております。この点につきまして、またご意見いただければと思うのですが、20ページの7は(1)エリアごとの状況。一番下のほうに、(2)隣接校等の状況ということです。20ページの隣接校等の状況は4つのエリアごとに、練馬エリア、光が丘エリア、それから、石神井エリア、大泉エリア、4つのエリアについて説明があるわけですが、この箇所についていかがでしょうか。

この点も地域の立場から、PTA委員のお二人の委員さんにちょっとコメントいただければ、ありがたいのですが。いかがでしょう。

委員

エリアとしてはよろしいと思うのですけれども、ちょっと広過ぎるかなというのは……。ですから、練馬エリアの中でも2つくらいに分けるとか、エリアはエリアでいいと思うのですが、かなり広いので。この中で小学校は7エリアに分かれているので、地域が。ですから、それも今言ったように、4エリアはそれでいいと思うのですけれども、その中でもやはり2つくらいに、東と西とかいうふうに分かれていてもいいのかなというふうには思いますね。

委員

エリアに分けている意味っていうのは、どんな感じでしたっけ。

事務局

4エリアに分けた意味ということで、外郭的なお話になりますが、先ほどちょっとご説明の中で少しか触れさせていただきました。今まで、全区的な1つの視点で小中一貫教育推進をしてきたところでございます。広いという向きもございますが、まずは練馬区を4分割程度くらい。これは4なのか、5なのか、8なのか、2かもしれませんけれども、4というの、練馬のいろいろな行政を進める上での1つの分け方というのもあったということも踏まえて、4程度くらい

のところによりきめ細やかな地域のニーズを踏まえつつ、小中一貫教育の推進ができればいいのではないかなと、そういうような思いで、こちらの事務局のほうで今日ご提示させていただくエリアでございます。

委員

きめ細かいということは、要するに4人の担当者がいらっしゃるというような、そんな感じなのですか。ちょっとよくわかりません。

事務局

なかなかイメージで非常につかみにくいというのがあるのですけれども、例えばなのですけれども、私自身も練馬の住民なのですが、実は、このエリアで大泉エリアのほうに住んでございます。職場が右のほうの練馬エリアでございます。ただ、大泉エリアに住んでいる者として見たときに、やはり生活環境等々、地域の状況は確かに練馬と違うかなというふうな思いを持ってございます。例えば、光が丘のエリアなんかもさようでございます。関町もそうです。実は私自身、この4エリアとも転居をして、4カ所とも実は住んだのですけれども、やはり地域ごとにいろいろな、変な話、お祭りだとか、いろいろな風習とまではいかないにしても、空気感等が違う。町会、自治会の取り組み方も違うとか、地域の感覚が違うというのを実感として実は持っているところがございます。そういう中で担当が4人というよりも、その地域に合った小中一貫の進め方があるのではないのかなというふうな、そんな意味合いでの4つという意味でございます。委員さんのおっしゃった担当という意味では、決してございませんけれども、進め方によって、こちらのエリアでこういうふうに進めているけれども、こちらのエリアはこういう進め方もあるのではないのかなというふうなことが、きめ細かく対応できればいいのではないかなと、そういう思いでございます。

委員

18ページ、戻ってしまいますね。いいですか。

私が見ているのは資料5の4ページですけれども、たたき台のほうで、以前の会議で、「1～9学年で27学級程度（児童生徒数810名程度）が望ましい」というふうなことで、おっしゃってくださっていた。それを修正案のほうでちょっとあれですかね。23～36学級というふうな、そんな感じになったのでしょうか。最大の児童生徒数が1,200名を超えてしまうというふうな、そういう表現になさって、要するにここでおっしゃりたいのは、もしかして少ない分は構わないというふうな、そういう感じのことをおっしゃっているということなのではないでしょうか。810名前後がよかったというところかなと思っていたのですね、たたき台のほうで。それが、この修正案のほうに変えてみると、どんな感じになるのですかね。

事務局

こちら、私どもも非常にいろいろな意味で悩みながら、どういう小中一貫教育の推進がいいのかなということを進めてきた中で、やはり1つ、この数というふうにして固定してしまうのが、先ほどのエリアのお話ではございませんけれども、地域特性等々によって柔軟な対応がしづらくなってしまふ可能性はあるのかなというふうなことを踏まえた中での記述、書きぶりというふうなことで、今回ご用意をさせていただいたところでございます。確かに他の自治体の事例を見ますと、1,000名を超える小中一貫教育校があるという、これも事実でございます。

ただ、一方で、我が区では唯一の施設一体型の桜学園の実証ということも踏まえますと、その中で私ども事務方も見させていただき、ご指導いただきながら進めてきた中で行きますと、やは

り一定の規模は必要ですけれども、一定以上だと今の段階ではどうかなということの思いがこの前段のところでございます。また、後段のところでは、やはりあまり少ないということになりますと、切磋琢磨していく子どもの成長の姿というものは必要なのかなという、そういうような思いの中で一定の幅を持たせた、こういう書きぶりというふうにさせていただいたと、こんなような思いでございます。以上です。

委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、特別支援学級の関係、5章のほうに移らせていただきたいと思います。24ページからでございます。「特別支援教育における小中一貫教育」ということで、24ページ、25ページ。それから第6章、最後に「今後の小中一貫教育の進め方」という箇所が26ページ、27ページに及んでおります。この4ページにつきまして、ご意見を承りたいのですが、いかがでしょうか。

委員

本校も特別支援学級、小中一貫、始まったところで、まだちょっとここに関しては、これ以上、私は。

協力委員

今一生懸命、特別支援学級の先生方がここに書いてあるような段階表ですとか、そういうものを活用して、9年間、今まで特別支援学級同士の交流というものは少なからずあったのですけれども、1つのよりどころとなるものをつくって研究を進めてくれていますので、その検証をまず待ちたいなというふうに思います。非常に大事な視点だということは、今まで我々わかっていながら、なかなか動けなかったということがありますので、このような指針を出していただいたことは、非常に大きいかなというふうに思います。

委員長

第6章についてはいかがでしょうか。今後の小中一貫教育の進め方ということで、まだご発言がない方をお願いしたいと思うのですけれども。

委員

2校目の設置をもう考えているということなのですが、具体的にどのあたりなのかなというのを、ちょっと練馬区を見渡してどうなのかな。どういうふうに進めていくと、ちょっとここでは戻ってしまうかもしれないですけれども、そういうふうに、やはりどなたも思うと思うのですね。ですから、今のところはこういうふうによくしかないとはい思うのですけれども、やはりそういうことも考えて進めていかなければいけないのかなと。

事務局

おっしゃるとおり、私どもも2校目はどこなのかなと。区の方針の中で2校目の小中一貫教育校設置、一体型ですね、つくっていくと。こういうのが出ておりまして、私ども鋭意奮闘中でございますので、いろいろと状況を踏まえながら進めていきたいということの、今、思いでいっぱいだということでお伝えさせていただければと思います。

委員長

それでは、全体を通じて、一番最初から全体を通じて言い残した点とかございましたら、お願

いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。第1章からさかのぼって結構でございますが。修正案が中心ということでございますけれども。

エリアの設定なんかにつきましても、恐らくこれから先の具体化に向けての計画づくりと絡んでくるのだらうとは思いますが、まだ、具体的にこういう基準でもって洗い出していこうとか、そういうところまではまだ行っていませんので、もうちょっと先に行かないと、ちょっとその点は明確にならないという点があるのではないかなという感想は持ちますけれども。だから、エリアの設定もまだちょっと何か、何のためにエリアというのを設定したのというのが、必ずしも情報がはっきりしないという点があるのかなとは思いますが、でも、ほかの区に比べると、練馬って100校ぐらいあるので、4つに分けても25校体制ですよ。25校というと、北区ぐらいの大きさですよ。北区は全区でそのぐらいですから、小中合わせてですよ。北区は、25校ぐらいの中をさらにブロックに分けているわけです。学校ファミリーということで、またブロック化していて、ブロック化した中をまたサブファミリーということでやっているわけですが、練馬がどういうことをこれから先、進めるかということもありますけれども、エリアを設定したというのは1つの手がかりになるというか、何かものを考えていくときに、ある仕掛けをうまく使って次に進もうというときに、1つの仕掛けみたいなものに見えるかなという。どういうふうにするかはこれから先のことですが、ということかなと思うのですが、いかがでしょうか。

委員

委員長がおっしゃったとおりですね。やはり一定のくり方というのですかね、そういったものは、必ずしも練馬の教育だけではなくて、ほかの分野におきましても行ってきているという実態もあるということもございまして、やはり地域特性というのがだいぶあるかなと思います。この計画の中にも、先ほども意見をいただきましたけれども、そういう部分と、できれば区の中で4つぐらいは小中一貫校を設置していきたいなど。いくべきだろうというのが、多分、この趣旨かなというところでありますので、その目安として、やはりその4つの地域というのは明示しておく必要はあるのかなということでも、意義があるのかなと私自身は思っています。

委員

今、4つの区域に分けられていることでお話になられたので、ちょっと発言したいことがあります。それは、資料4の26ページなのですけれども、今後の小中一貫教育の進め方で、2校目の施設一体型小中一貫教育校の設置と、そこに4行の説明がありますよね。結論から言うと物足りないのではないかなと。4つの区域を将来的には見据えながら、施設一体型の学校をつくっていくというビジョンがあるわけですよ。それが、この中でも結構できていけるわけですので、もっとやはり練馬の教育を高らかに謳って、特色ある教育、そして、義務教育学校にするかどうかは別としても、法的にも義務教育学校というのが制度としてあるわけで、それに負けない練馬の教育を進めるために、小中一貫教育が必要なわけです。ですから、そこはもっと今後のビジョンというか、展望も踏まえて、練馬にあって、そういう学校をつくっていきたいという情熱をもっと書き込んでほしいなというふうには私は思いました。

それで特に、施設一体型の小中一貫教育校が統廃合の道具になっているなどという、もっともらしい批判があるのですけれども、これは、すごく表面だけを見たような発言だと私は思うのです。やはり統廃合しなかったら、その地域とか、地域コミュニティの中心である学校がどんどん子どもが減ってきて、最終的には消滅せざるを得なくなってきたときに、それはやはり地域のコミュニティも手おくれなわけで、活力のある学校をつくっていくということによって、やはり、まちづくりとか、コミュニティづくりにつながっていくという学校の公機能の目的があるわけです。ですから、そう考えたときに4つのブロックの中で、どこがということは今後の検討なのか

もしもありませんけれども、ある程度、練馬区内を見渡したときに、子どもの増減とか、学校のそうした状況であるとか、地域のコミュニティの力とかを考えたときにおのずと優先順位というのは決まってくると思うのです。そういうことを踏まえて、もうちょっとここは書き込んでいただいてもいいなと思いました。

それから、別の話になってしまうのですが、「施設一体型小中一貫教育校(義務教育学校)の設置」と書いてあるので、こういう書き方、「(義務教育学校)」という書き方をしているところが結構あるんですね。例えば17ページもそうですよね。4のページの一番頭のところに。ただ、このさっき、義務教育学校にしようかどうかというところ、15ページ。ここはまだ設置については、都教委とか国の目指すのは、「全容を確認してから、改めて検討することが適当である」と言っているのにもかかわらず、括弧づけにできてしまっているというのは、一応、こういう文をつくる上でちょっと齟齬が生じるのではないかなというふうに、2点目としては思いました。

それから、3点目は、施設一体型の学校長をさせていただいている立場から申し上げますと、これは検討課題ではあるのですが、やはり義務教育学校になったほうがより特色を出して、学校経営というのはやりやすくなると思います。法的に小学校と中学校があるということで、やりにくいということもないのですが、やはり、いろいろなさまざまな配慮をしていかなければいけないけれども、いわゆる9年生の義務教育学校ということになれば、全く既成概念に捉われない新しいタイプの学校と。やはり、どうしても公教育としての6・3制を引きずっているわけですが、そういうことよりも、より新しく思い切った経営はできるようになるだろうなというふうには思います。ただ、そのための越えなければいけないこと、あるいは全容がわかっていませんから、それは何とも言えませんよね。メリット、デメリットを検証した上で考えることだと思うので、現段階で思うことはそう思います。

事務局

3点お話があったうちの、まず2点目でございます。記載表記につきましては、まさにおっしゃるとおりでございます。これは大変申しわけございません。これは、括弧書きであるべきではないというふうに考えてございますので、委員長と調整をさせていただいて、文言の修正等をさせていただきますと思っております。

1点目でございます。小中一貫教育校の設置につきましては、私どもも先ほど申し上げたとおり、区の大きな目標に掲げているものの1つでございますので、より積極的な意思表示をしていくことが、この推進方針の役割かなというふうに考えてございます。こちらにつきましても設置の意思を、我々のところで相談をしながら、文字のほうをもう少しふくよかにしてまいりたいというふうに考えてございます。

3点目でございます。義務教育学校のことでございますが、メリット、デメリットがなかなか、私どもも東京都に頻りに問い合わせたりなんかをし、また、報道、文科省のホームページ等も確認をしながら進めるところでございますけれども、今現在、残念ながら手に入るものが本当に少のうございます。そういう中で義務教育学校の、練馬区としての義務教育学校の採用といいますか、設置といいますか、そういうことにつきましては後日の課題ということでの認識、断腸の思いではございますが、今そのような考えでございます。以上です。

委員

私はちょっと些末的なことなのですが、28ページの資料1、28～29ページなのですが、これすごく些末的なことなのですが、一番上の左上のところ28ページは「連携グループ」とありますが、次のページは「学習指導型連携グループ」ということで、これ同じことですね。同じものを表しているのですが、文言が違っているということが1つと、これをぱっと見ましたときに、

エリアごとの小中学校の状況を見まして、一番左は学習指導型の連携グループだとすれば、例えば自校の場合は、小学校3校全部と同じ連携をしているのですが、この表の記述の仕方ですと、あたかも縦の小学校さんとだけやっていて、あと2校の小学校とは、このグループの中の小学校だよというふうなイメージにとられるのではないかなと思いました。

そもそもこの資料1というのは、何のためにつくられたのかというと、20ページからの2校目の施設分離型の小中一貫校が、どこが可能性があるのかということを検討する。その後のもろもろの記述に基づいてつくられたのではないかなというふうに思います。そうすると、こういう書きぶりよりも、ちょっと違ったこの表の作り方のほうが見やすいのではないか。それから、エリアごとの小中学校の状況というよりは、エリアごとの隣接校等の状況というふうな表題になってつくっていったほうが、よりわかりやすいのではないかなというふうな感想を持ちましたので、お話しさせていただきました。

事務局

今、ご指摘のとおりでして、エリアごとの隣接校、もしくは近接校の状況というような趣旨で作成しております。ですので、そちらについては、表題のほうを修正するか、あるいは、この表の作り自体を修正するか、また委員長、副委員長とご相談して修正させていただきたいと思っております。

委員

推進方針ということで気になっているのが26ページの3、特別支援教育における小中一貫教育、結論的には検討していくしかないのだけれども、推進方針に「検討していく」だけでいいのかなと。だからといって、ほか出すこともできないし、ちょっと厳しいなというところです。

委員長

書き方の問題も絡むようですけども。小中一貫教育導入について検討するとか、そういう言い方だと強過ぎますか。

事務局

情緒障害学級についてでしょうか。

委員

知的の固定級のほうについても、情緒のほうもそうだし。なかなか話が前に進んでいなかった状態なんですよ、区全体で。

事務局

特別支援教育における小中一貫教育の、このくだりで3番目とこの全体というところ。26ページの3番の部分でしょうか。

委員

実際問題として、ここに推進方針って書いてあるのだけれども、推進方針として書けるようなことはあまりないのではないだろうか。方針まで行っていないのが現実じゃないかという気がします。

副委員長

今のお話にも関係があるのですが、ちょっと結論としては、校長先生のこれからやる組織マネジメントに対する支援という、そのことを考えていただくというか、仕組みづくりをしていただいたほうがいいかなということをおもいました。それは、第6章のここに新しく項を起こしたほうがいいかなと。というのは、大泉桜学園の取組は今の校長先生だからできたという部分も結構あるかと思うのですね。いろいろと義務教育学校にしる、一貫校を考えるにしる、例えば、この特別支援のことを考えても小学校に特別支援学級があって、中学校に特別支援学級がないとか、その組合せでいくと4通りぐらいあるかと思うのですね。小中にある・ある、小にあって中にないか。そのときに、特別支援学校を1つとってどうやって連携を図っていくか、一貫教育を考えていくかというのは、すごく大きな課題になっていくかと思うのですね。だから、先ほど申し上げた学校長が行う学校のマネジメントに対して、どういうふうにこれから教育委員会なり、推進会議はこれで続くのかどうかわかりませんが、新しく校長先生の経営を支援する、何か仕組みみたいなのがどうしても必要なかというふうに思うのですね。学級規模が18~27というふうにさっきお話がありましたけれども、それを考えても、例えば養護教諭をどうするのかとか。今、851人の小学校の子どもがいると養護教諭が2人というふうに決められていますよね。では、今度、義務教育ではどうするのだということ、まだ答えが出ていないかと思うのですが、連携なり、義務教育学校をつくったそのときに練馬区としても都教委に働きかけたり、いろいろなことがやはり必要になるかなというふうには思うんです。ですので、どこかに、そんなに詳しくは書く必要はないかと思うのですが、いろいろな課題に対する、校長さんのマネジメントに対する支援の仕組みづくりをやるんだと、そんなことが必要なかというふうに思いました。

委員長

かなり大きな問題が出てまいります。いかがいたしましょうか。例えば、この方針を受けて、アクションプランみたいなものを今後つくっていく予定とか、そういうのはあるのでしょうか。これから先の。

事務局

今現在のところは、この方針を踏まえながら実務を進めていくというところの視点でございます。また必要があれば、今委員長がおっしゃったような、もう1つのステップというものも検討し、実現していくというようなこともあろうというふうに認識しております。

委員

私のモヤモヤを言っていただいて、助かりました。何がモヤモヤだったのかわからなかったです。

副委員長

多くの一貫校の状況を見て、多くと言ってもいいのかわからないのですが、この特別支援の小中一貫教育というのは、なかなか視野としてはまだまだ広がっていないような感じがするのですね。ですから、今ここで方針を出すというのは、非常に難しいかなと思ひまして、それで先ほどのように申し上げました。

委員

26ページの特別支援のことなのですが、今お話になった、副委員長が話されたこと、それはそれでいいと思うのです。ただ、それにしても3行ではやはり少ない。なぜならば、例えば28年度から小学校は、30年までの3年間で小学校は各学校に情緒障害学級が入りますよね。

それから、拠点校ができますよね。その拠点校と各学校の連携というのは、実は小中一貫の大きな土台づくりになっていくわけですよ。それから、うちみたいな学校ですと、9年間のスパンで情緒障害を中心とした特別支援を要するお子さんたちを見ていかなければならない。ですから、先ほどおっしゃったように、ここは大きく変わるところなので、細かく書く必要はないですけども、もうちょっと、少なくとも28年度から小学校の情緒障害学級も含めた教室ができて大きく変わるのが明らかに目に見えているにもかかわらず、これだとちょっとやはり、バランスから見たときに、随分特別支援については関心が薄いと思われそうです。見た目を気にして言っているわけではないですけども、やはりバランスというのはちょっと大事なかなと思ったので、ちょっと申し添えたいと思います。

委員長

26ページが一番最後のところ、情緒障害学級における小中一貫教育導入について、研究開発を進めるとか、少し踏み込んで、そういう検討をしなければいけない段階だけでも、研究開発とか、ちょっと一歩進もうとしていますよというニュアンスを入れてもいいのではないかという。例えば、どうでしょうか。

委員

ええ。もうちょっと踏み込んでもいいですよ。各小学校に教室ができて、それが30年度までには全小学校に教室が設置されているのに、中学校はどうするのですかね。そういう話ですよ。知りませんでは通じないです。そこはやはり、こういう支援を要するお子さんたちを適切に、かつ本当に具体の支援で中学校と連携をとるためというのは、喫緊の課題なわけだから、そう思います。

事務局

今、いろいろとお話をいただきました。私どもも教育委員会としても、特別支援教室の設置等も含めながら、特別支援教育についての認識は一層さらに高めていく、そういうふうな立場でございます。小中一貫教育への切り口から特別支援という言い方になるのか、また、特別支援教育の中での小中一貫教育のあり方となるのか。ちょっと書きぶりにつきましては、正副委員長のご指導をいただきながら、これに第6章のボリュームアップですね。先ほどの2校目の小中一貫のところもそうでございますけれども、きちんと私どもの意思を、事務局としての意思は、委員長、副委員長に聞いていただいて、その上でこの推進方策のまとめのほうに反映できたらいいなというふうに考えているところです。よろしく願いいたします。

委員長

そういうことで、ちょっと委員長・副委員長預かりにさせていただいて、先生方のご意見を十分踏まえながら、ちょっと書きぶりを検討させていただくということでよろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

ほかにございますか。何かお気づきの点、全体を通じてでございますけれども、今日が最終になりますので、もしお気づきの点がございましたら、感想でも結構でございますけれども、おっしゃっていただくとありがたいのですが。

委員

念のためちょっと申し添えます。学校の規模ということは、本校を検証した中で、800人ぐらいという数字が出てきているのは、今、本校がやっていることを見たときには、そのぐらいの規

模がいいだろうという考え方ですね。これは、1つには800人を超えると全校の児童生徒が集まる場所がなくなるのです。普通の体育館ですと、今、本校は2つの体育館があって、旧中学校が使っていた、西体育館というところが一回り大きい。それでも、900人だとか、1,000人ということになると、全校の児童生徒が入るとは思わない。せっかく施設一体型なのに、全校の児童生徒が勢ぞろいした朝礼もできなくなるのですね。ですから、恐らく、先進的に取り組んでいる幾つかの学校の中には、大きい規模のところは運動会を分けて、1年生から4年生、5年生から中3までみたいな、そういう形でやっている学校もあるように聞いておりますけれども、私の考えからすれば、それって施設一体型としてのメリットは生かし切れているのだろうかという疑問があります。ですので、事務局が提示してくれた800人前後で、うちが現在671人ということで、それが各学年3学級ぐらいがいいところかなと、これは1つ。

ただし、私、幾つかすごく規模の小さい学校を視察させていただいたことがあります。とても小さい学校です。本当に山間部の小さい学校で、けれども、それはやはり小さいなりの工夫っていうのがあるのですね。そういう学校で多く見るのは、やはり上級生が下級生と一緒に授業の中で教えていくというスタイルで、いわゆるリトルティーチャーみたいな形で、上級生、下級生が教科の中でよく教え合って、お互いを高め合っているということを感じることができます。

うちでは、そういうリトルティーチャー的なことは逆にやりにくいですし、プロの教師が教材研究をして教えたほうがよいという考えもあって、あまり導入していませんけれども。とても小さな学校はそういうふうに行っているということ踏まえて、やはり適正規模とかがっていうことを考えていかなければいけないので、ここでこの数字があまりひとり歩きしていくと、もっと小さな学校で仮に練馬区が取り組もうとしたときにアイデアが浮かばないとか、そこはやはり十分に注意していかなければいけないので、児童生徒数に応じて、施設一体型小中一貫教育校というのは非常に柔軟に対応できるのだよという、そこら辺がむしろ大事なかなと私は思いますので、念のため申し添えます。

委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。一応最終になりますので、よろしゅうございますか。

それでは、案件の3というところに移らせていただきまして、今後のスケジュールでございます。事務局からご説明よろしくお願いたします。

事務局

皆さん、どうもありがとうございます。おかげさまで今のところまで委員長のおまとめの方向性で行けるようなところまで行ったのかなというふうに思っているところでございます。

本日の次第の一番下のところでございます。12月21日、月曜日でございます。午後の2時45分からということで、この会を設定させていただければと存じます。今日いただきましたご意見を十分に踏まえまして、こちらの本日の資料もまた再度訂正した上で、事前にまた委員の皆様方にはお送り申し上げますけれども、それを練馬区教育委員会の教育長にこの会からの提言という形で示すというような段取りを考えているところでございます。何とぞよろしくお願いいたします。

委員長

ご発言いただいていない先生、おられないでしょうか。おられますか。では、ぜひ一言、よろしくお願いたします。

岩元協力委員

途中からの参加で申しわけありませんでした。半分以上参加できていないのですけれども、ちょうど今、リトルティーチャーの話題が上がっていますので、ちょっとその辺のところでお話をさせていただきたいなと思います。

最近、小中連携のコーディネーターとして、出張とか研修とかも参加させていただいているのですけれども、施設一体型になったときに一番重点を置ける、置くべきところは何なのかというところが、私の中でちょっと答えが見えていません。最近の研修の中で、全国大会に小中連携の出張に行かれた先生方の発表を聞きました。その中で、やはり一番力を置くべきところは学力向上のため、交流とかよりもそういう指導、教材研究に力を充てるべきだというご意見の方と、小学校と中学校で中1ギャップとか、そういった上がる過程において不安を抱えている生徒がいるところを踏まえると、やはり交流とか、そういったことに力を入れていくべきだと、そういうところのご意見のジレンマといいますが、そういったところを感じておりました。

今のお話の中でも、リトルティーチャーというところは、やはりプロの教師が教材研究をして教えたほうがよいというところのご意見があったとおり、そういった一面もあるのでしょうかけれども、やはりその中の交流から生まれるものもあるのかなと感じたりだとか、そういったところで、何が本当にゴールなのか、何が一番目的で、何が一番やるべきことなのかというところが、私の中ではまだ目標というか、ゴールが見えていない状況です。こういう会の中で先生方のご意見を通して、また知識を深めていけたらなと思っております。ありがとうございました。

委員

ちょっと言わせてください。本校は教え合いということは、実はすごく重視しています。それは異学年交流というのは、とても重視して、それをやるのは総合的な学習の時間とか、特別活動とかが中心になってきますけれども、上級生が下級生にいろいろな自分たちのしたことを発表して、質問を受けたりとか、例えば、キャリア教育だとか、環境教育とか、そういうようなのは、かなり取り入れています。ただ、教科の中で踏み込んでいくと、やはり教科時間数とか、そういうことを考えると貴重な教科の時間数、時数を確保というのはすごく難しい要素がありますから、そこら辺はあまりリトルティーチャーはやっていないということをご参考いただければ。それ以外のところでは、異学年交流をかなり重視して、上級生、下級生、教え合ったり学び合ったりするという工夫をしています。

委員長

ほかにございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、一言コメントをとということをご事務局から言われておられて、私も幾つかの小中一貫教育校の立ち上げとかに関与してきました。この前、北区の取りまとめが終わったばかりなのですが、1週間ぐらい前に並行して北区の小中一貫教育校の、その施設一体型ですけれども、それをつくるということで、義務教育学校にむしる傾斜をかなりかけている感じですが、ただ、制度があまりまだわからないので、1年間置くのではないかと思うのですけれども、来年度はちょっと様子見の期間ですね。だから、早くて来年度、再来年度になると思うのですが、何かそういう感じです。練馬ってというのは、ほかの地域、私が関与している地域では、規模がみんな大きいのですよね。小学校、中学校。

私が見ているのは、例えば、長野県の信濃小中学校とか、長野市の北側にあるのですけれども、信濃町の小学校を3校統合して、中学校がたしか2校統合したかな。それで、中学校の敷地に全部持ってきた一貫校というものもあるのですけれども、信濃小中学校という、そこにもちょっと何回かおじゃましたりしました。ここの特色はコミュニティ・スクールに転換すると。コミュニティ・スクールと一貫校と両方一遍にやって大丈夫ですかという話はしたのですけれども、教育委

員会は踏み切った感じです。教育委員会というのは、あまり意味をなさないというか、コミュニティ・スクールにすると、学校は1つしかないものだから、結局教育委員会があって、学校があって、コミュニティ・スクールになったら学校運営協議会が設置されるので、そうすると、教育委員会って何をやるのという話にもなるところがあるのです。様子が、だから、もう地域差が相当あるなど。

あと、もう一貫校になっていますのが、辰野町と信濃町、やはり長野なんですね。辰野町と信濃町のちょうど中間に両小野地区という、昔、小野村だった地区なのですけれども、歴史が非常に古い、清少納言の文献なんかに出てくる地域なのです。小野村っていう。その小野村というのが非常に一体感が強くて、半分が辰野町で半分が塩尻なんなのですけれども、教育組合をつくっているのですよ。教育委員会をつくっているのです。教育委員会をつくって、両小野教育組合立の両小野小学校、両小野中学校というのが1つずつあって、それを施設分離型の一貫校にしたいと。これは、住民運動の中から起こってきた。それで先生方を説得して立ち上げたということです。施設一体型にもできるのですけれども、これはちょっと特殊な面があって、施設一体型にすると、結局片方はいているのではないかと。そうすると、塩尻市教育委員会、辰野町教育委員会とそれぞれあるので、議会もありますから、とられてしまうという懸念が非常にあって、それで分離型のまま今、一貫校を進めているというのがあります。

あと、品川でもちょっと日野学園立ち上げのときに関与しました。品川は、カリキュラムづくりはかなりウエートを設けていた。「品川区版の学習指導要領をつくろう」と若月教育長がおっしゃって、国の学習指導要領という名称を区でつくる場合につけていいとか、そういう話を随分されてきました。品川区版のある種の学習指導要領ですけれども、そこはかなりウエートが品川はあった。指導主事の先生はフルタイムで、9時から会議を招集するというの聞いたのです。夜の9時です。だから、教務関係の先生も大車輪になって、各教科別、各学校段階別にやらなければいけないから、相当大変だったようなことは聞いております。

練馬は練馬の違いが相当あるかなという。だから、練馬という都市的なところでいろいろなパターンが出てくると、全国各地には練馬型の地域もないわけではないので、そういうところで非常に励みになったりとか、モデルになるのかなという感じがいたします。これから先、多分、また事務局がかなりご尽力されることになると思いますけれども、ぜひ先生方も委員として優秀な先生方がお集まりいただいて、貴重な意見をたくさん出していただきます。これを糧にして、ぜひ、いいものをつくっていただければというふうに思います。

それでは、以上をもちまして、10回目の練馬区小中一貫教育推進会議を閉会させていただきます。どうもお疲れさまでした。

(閉会)